

「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱〔高圧・特別高圧〕」の解説

九州電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱〔高圧・特別高圧〕（平成24年7月1日実施）（以下「契約要綱」といいます。）を、平成24年7月1日施行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」といいます。）の趣旨に則って取り扱うにあたり、下記内容について補足いたします。

2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合、この要綱に定める事項はすべて変更後の要綱によります。

当社が契約要綱を変更する場合とは、再エネ特措法その他関係法令に基づき変更が必要な場合、この契約要綱の適用対象が変更となる場合、または系統連系の要件等技術的な事項もしくは受給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合に限られます。

6 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、この要綱および電気需給契約にもとづく発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

再エネ特措法第4条第1項に定める「正当な理由」がある場合、または同第5条第1項の各号に該当する場合を除き、当社は、お客さまからの申込みをお断りすることはありません。

ただし、その他、天災事変や工事用地の取得状況等により、お客さまの申込み内容の全部を承諾することが困難な場合がございます。この場合につきましては、工事設計内容の変更を含む善後策について、お客さまと協議させていただきます。

10 工事費の負担

発電者の発電設備を当社電力系統へ連系するにあたり、当社の供給設備を新たに施設する場合または当社の供給設備の変更が必要となる場合は、当社は、工事費の全額を発電者から申し受けます。

当社は、原則として入金確認後に工事を実施します。

お客様の太陽光発電設備を当社電力系統に接続するために必要な工事（再エネ特措法施行規則第5条に定める電源線、変圧器等の電圧の調整装置、電力量計、太陽光発電設備を監視・保護・制御するために必要な設備およびお客様が当社と通信するために必要な設備の設置又は変更等をいいます。）にかかる費用の全額を工事費負担金としてお支払いいただきます。また、その他の当社の電力系統の増強その他必要な工事にかかる費用については、お客様の同意を頂いた場合、その費用の全額を工事費負担金としてお支払いいただきますが、お客様に同意して頂けない場合、当社は再エネ特措法施行規則第6条第5号又は第6号に基づきお客様からの申込みをお断りする場合があります。

11 送電時間および発電の出力抑制・停止

発電者は、原則として毎日24時間、電力の送電をすることができます。ただし、次の場合は、発電者は電力の受給停止または制限を行います。

また、これらの場合、発電停止にともなう補償を含め、当社はその責任を負わないものとしします。

(1) 当社が予告を行う場合

イ 当社が当社の電気工作物の点検または補修を必要とする場合、その他保安上必要がある場合

ロ 当社が発電者へ供給する特定規模需要標準供給条件にもとづき、供給の停止の措置がとられている場合

(以下略)

当社は、電力の受給停止または制限させていただく必要がある場合において、発電停止にともなう補償を含め、責任を負わないとしておりますが、再エネ特措法施行規則第6条第3号ロからハおよび同号ニかっこ書きに規定される、当社の責めとならない理由による電力受給の停止または制限、ならびに、特定規模需要標準供給条件にもとづき、供給の停止の措置がとられている場合に限り、当社はお客様に補償や賠償を行いません。

特定規模需要標準供給条件にもとづき、供給の停止の措置がとられている場合とは、当該供給に関する契約上の債務不履行に基づき電気の供給を停止する場合をいいます。

15 料金の算定

当社が発電者にお支払いする毎月の料金は、次の電力量料金といたします。

(1) 電力量料金

電力量料金は、14（電力量の計量等）により計量された受給電力量に、当社が別に公表する「太陽光発電からの購入電力料金単価表〔高圧・特別高圧〕」の購入料金単価を乗じて算定した金額といたします。

ただし、関係法令等の改正や太陽光発電普及状況の変化等、太陽光発電に関する情勢変化がある場合、その他諸事情がある場合には、当社はあらかじめ実施期日を定めて単価および算定方法を変更いたします。この場合、その変更の実施期日以降の料金は、変更後の「太陽光発電からの購入電力料金単価表〔高圧・特別高圧〕」によるものといたします。

料金を算定するにあたり、当社は、再エネ特措法にもとづき経済産業大臣が定めた調達価格により料金表を定めます。

なお、再エネ特措法第3条第8項に基づき調達価格が改定された場合その他「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に関連する法令の変更に伴い調達価格が変更された場合、当社は、変更後の調達価格にもとづきこの料金表を変更いたしますが、それ以外の場合は、料金表のうち料金単価に関して変更することはありません。

17 適正契約の保持

当社は、発電者との受給契約が電力受給の状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

受給契約が不相当と認められる場合とは、お客さまの設備認定の内容、または太陽光発電設備や併設備等が、受給契約に定めた内容に反する状態となっている場合をいいます。その場合には、法令上必要な国への設備変更手続きを行っていただき、当社との受給契約の内容を、当社と協議のうえ、適正なものに変更していただきます。

18 契約期間

(1) 契約期間は、受給契約が成立した日から、成立した年度の3月31日までといたします。ただし、契約期間満了までに発電者または当社のいずれからも何等の申し出がない場合は、契約期間満了の日の翌日から更に1年間期間を延長するものとし、以後この例によるものといたします。

(以下略)

契約期間は1年間とし、以後1年ごとに契約が継続されることとしておりますが、契約要綱附則3(大臣告示等に規定される買取制度を実施する期間に関する取扱い)において、料金の適用期間を「調達期間」にもとづき定めていることから、再エネ特措法にもとづき経済産業大臣が定める「調達期間」内は、同法にもとづき経済産業大臣が定める「調達価格」を適用いたします。

なお、契約要綱で別途定める場合を除き、「調達期間」内において、当社からの意思表示により契約終了の申出をすることはなく、再エネ特措法第3条第8項に基づく「調達価格」の改定がある場合を除き、「調達期間」内において、当社からの申し出により、料金単価を変更することはありません。

20 受給契約の廃止

(2) 発電者がこの要綱に定める事項に違反した場合には、当社は、契約期間中においても、発電者に通知のうえ、受給契約を解除できるものといたします。この場合、発電者の責任と負担において、直ちに発電設備を当社系統と電氣的に切り離し、系統連系および電力受給ができないよう措置していただきます。

当社は、お客さまがこの契約要綱に定める事項に違反した場合には、あらかじめ解約の原因となる理由と是正を求める期間を通知いたします。

21 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな発電者が、それまで締結していた発電者の電気需給契約および受給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き受給契約の継続を希望される場合は、あらかじめ当社所定の様式により申し出ていただきます。

当社は、新たなお客さまが、受給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き受給契約の継続を希望される場合において、その旨のお申し出をいただいた場合、承諾いたします。

ただし、新たなお客さまが、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第4条第1項第2号に定める「暴力団等」に該当する場合、および「暴力団等」と関係を有する場合は、承諾いたしません。

附則3 大臣告示等に規定される買取制度（以下「買取制度」といいます。）を実施する期間（以下「買取制度対象期間」といいます。）に関する取扱い

(1) 購入料金単価判定日

買取制度対象期間中に発電者から電力の受給申込みがあった場合の購入料金単価は、申込受付日時点の購入料金単価を適用するものといたします。

ただし、申込受付日と受給開始日の間に単価変更日を含む場合は、原則として単価変更日以降3か月以内に受給開始した場合に変更前の購入料金単価を適用します。

（以下略）

ただし書きの規定にかかわらず、申込受付日と受給開始日の間に単価変更日を含む場合であっても、申込受付日時点の購入料金単価を適用します。

ただし、申込受付日後に設備認定（受給開始前の変更認定を含む）を受ける場合、設備認定日時点の購入料金単価を適用します。